

手続名
住所地特例に関する届出手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

手続説明

- ・ **概要**
住民票の異動が伴う施設入所をされた場合に、引き続き富士見市の国民健康保険に加入をしていただく手続です。
- ・ **対象者**
住民票の異動が伴う施設入所をされた被保険者および旧世帯の世帯主
- ・ **提出期限**
事由が発生した日から原則として14日以内

必要書類

- ・ **マイナンバー確認書類と本人確認書類**
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 施設に在所していることがわかる証明書
- ・ 異動先の住民票

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku_kyufu/2017-0525-0846-16.html

出張所での取扱い なし	木曜延長・休日開庁の取扱い あり
-----------------------	----------------------------